

# 第4章

## 自立を促進するための 経済的支援策等

児童扶養手当は、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その母又は養育者に対して支給されるものである。

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され(図表4-1-1)、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。(図表4-1-2)

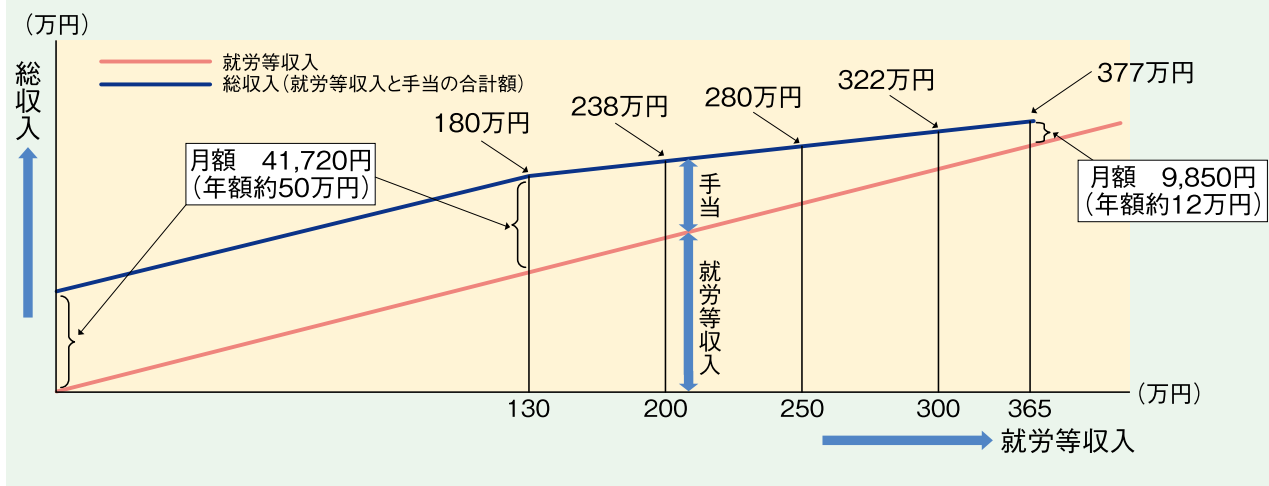
母と子ども1人の母子家庭世帯を例に挙げると、おおむね、収入が130万円(上記の「所得」で57万円)未満の場合は、児童扶養手当は全額が支給され、収入が130万円以上365万円未満(同「所得」で57万円以上230万円未満)の場合は、その一部が支給され、収入が365万円以上の場合には、その支給が停止される。

児童扶養手当の額は、基本的に、消費者物価指数に応じて毎年度改定され、平成19(2007)年度における全額支給の場合の月額額は41,720円、一部支給の場合の月額額は41,710円から9,850円までの10円きざみの額となっている。なお、児童2人目については月額5,000円、児童3人目以降については月額3,000円がそれぞれ加算される。

図表4-1-1 所得制限限度額

扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円	192万円
1人	57万円	230万円
2人	95万円	268万円
3人	133万円	306万円
4人	171万円	344万円
5人	209万円	382万円

図表4-1-2 児童扶養手当給付水準(母と子ども1人の世帯)



児童扶養手当の受給者数は、平成20(2008)年2月末現在で998,942人となっており、そのうち、全部支給されている者は592,365人、一部支給されている者は406,577人である(厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」)。

なお、児童扶養手当の受給開始から5年を経過した者等に対する一部支給停止措置については、与党のプロジェクトチームにおいて、受給者本人やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ支給額の2分の1を支給停止することとし、それ以外の者については一部支給停止を行わないこととする旨の取りまとめがなされた。この内容を受けて、平成20(2008)年2月に児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令を公布・施行した。